

株式会社マネジメントソリューションズ 定款

平成 17 年 5 月 30 日 作成
平成 17 年 6 月 2 日公証人認証
平成 17 年 7 月 1 日会社設立
平成 18 年 5 月 11 日定款一部変更
平成 19 年 8 月 6 日定款一部変更
平成 19 年 11 月 19 日定款一部変更
平成 20 年 8 月 28 日定款一部変更
平成 22 年 8 月 27 日定款一部変更
平成 24 年 8 月 27 日定款一部変更
平成 28 年 9 月 28 日定款一部変更
平成 29 年 1 月 30 日定款一部変更
平成 30 年 3 月 27 日定款一部変更
平成 30 年 3 月 28 日定款一部変更
平成 31 年 4 月 1 日定款一部変更
令和 2 年 1 月 30 日定款一部変更
令和 2 年 4 月 1 日定款一部変更
令和 3 年 1 月 28 日定款一部変更
令和 5 年 1 月 27 日定款一部変更
令和 6 年 1 月 30 日定款一部変更

株式会社マネジメントソリューションズ定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マネジメントソリューションズと称し、英文では、Management Solutions Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステム及びコンピュータシステム活用に関するマネジメントコンサルティング業務
2. コンピュータシステム及び業務改善プロジェクトの企画、実施
3. 情報通信サービス、情報通信システム、コンピュータシステム、ソフトウェア、ハードウェア及びデータベースの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸借、構築管理、導入、利用、保守及び運用、輸出入に関する業務並びに情報通信サービス、情報通信システム、コンピュータシステムに係るサービスの提供
4. Digital・IT 技術を活用した新規ビジネスの企画、開発、実施
5. 出版物の企画、編集、制作及び販売
6. 人材派遣業
7. 有料職業紹介業
8. 各種教育研修サービス
9. 企業及びベンチャービジネスへの投資
10. 上記に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、47,448,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利意外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 28 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

2 当社は、毎年12月31日又は6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

(附 則)

(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置)

第1条 第13条（定時株主総会の基準日）の規定にかかわらず、2023年11月1日から始まる第20期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2024年12月31日とする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)

第2条 第20条（任期）の規定にかかわらず、2024年1月30日開催の第19回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)

第3条 2024年1月30日開催の第19回定時株主総会において別段の決議がなされないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)

第4条 第36条（事業年度）の規定にかかわらず、2023年11月1日から始まる第20期事業年度は、2024年12月31日までの14か月間とする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の期末配当基準日及び最初の中間配当に関する経過措置)

第5条 第37条（剰余金の配当等の決定機関）の規定にかかわらず、2023年11月1日から始まる第20期事業年度の期末配当の基準日は、2024年12月31日とし、中間配当の基準日は、2024年4月30日とする。なお、本附則は、第20期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更前最終の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置)

第6条 第37条（剰余金の配当等の決定機関）の規定にかかわらず、2022年11月1日から始まる第19期事業年度の期末配当の基準日は、2023年10月31日とする。なお、本附則は、第19期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。